

## 水防関連計画の今後の方向性について（概要）

### 1. 本市の水防関連計画について

近年、全国各地で大規模水害が発生しているが、本市の水防活動に関して2種類の計画が存在する。

- ①水防法の規定に基づき、河川の洪水、海岸等の高潮から市民の安全を保持することを目的とした市川市水防計画（水防協議会で審議）
- ②災害対策基本法に基づき、河川の洪水や高潮を含め、崖崩れや暴風など幅広い大災害から市民の生命・身体・財産を保護することを目的とした市川市地域防災計画（風水害等編）

### 2. 国・県の動向と本市の取り組み

大規模水害による甚大な被害を鑑み、国は平成27年5月及び平成29年6月に水防法を一部改正し、大規模水害からの「逃げ遅れゼロ」を目指して、大きく3つの柱でソフト対策を強化した。

本市においても、国・県の動向に合わせて、様々な取り組みを進めている。

#### ○浸水想定区域の見直し

想定し得る最大規模の降雨を前提に浸水想定区域を見直した。

- ・平成29年7月 江戸川浸水想定区域公表（国）
- ・平成30年11月 高潮浸水想定区域公表（県）

**市川市 ⇒ 洪水ハザードマップの更新（平成30年9月）**



#### ○浸水想定区域内の要配慮者施設に係る避難確保計画の義務化

これまで努力義務であった避難確保計画の作成、訓練の実施を義務化した。

**市川市 ⇒ 要配慮者施設の避難確保計画の作成促進、避難勧告等判断マニュアル**

#### ○減災対策協議会の設置

河川管理者や流域自治体などの関係者が予め密接な連携体制を構築するために設置した。

（江戸川：平成28年6月、真間川：平成29年5月）

**市川市 ⇒ 減災対策協議会への出席、河川管理者とのホットラインの構築**

### 3. 水防関連活動の課題

国・県とともに様々な取り組みを進めてきたが、被災地の課題を考慮すると、本市として大規模水害に備えて避難者への支援や活動体制やなど、解決すべき課題が明確になった。

#### 【課題①】 避難情報発令前の自主的な避難

より安全に避難するためには、避難情報が発令される前から自主的に避難できる仕組みが必要となっている。

#### 【課題②】 要配慮者をはじめとする避難者の健康管理

避難生活において要配慮者をはじめとする避難者への健康管理が重要となっている。

#### 【課題③】 水防計画と地域防災計画で異なる災害対応体制

本市の水防計画と地域防災計画では職員の体制が異なり、大規模水害に発展した場合や地震との複合災害を想定すると、より円滑な体制が必要となっている。

### 4. 水防関連計画の今後の方向性

大規模水害が頻発するなか、より円滑できめ細やかな災害対応を行うため、3つの方針により水防関連計画の見直しを行う。

#### <見直し方針>

- ① 逃げ遅れゼロを目指した自主避難への支援
- ② 保健活動チームによる要配慮者への健康支援
- ③ 分かりやすく円滑な災害対応体制の再構築

#### 水防計画を包括した市川市地域防災計画（風水害等編）の見直し

